

2019年2月定例議会 一般質問

2019年3月5日

氏平 三穂子

「岡山県から1人の孤独死も出さない」取り組み（被災者の心のケア）について

西日本豪雨災害から8ヶ月がたとうとしています。しかし今なお、借上型仮設住宅に8000人余りの被災者が入居されています。時間の経過とともに、これからの生活への不安が増幅され、抑うつ傾向や、引きこもりなどが生じ、心のケアはこれからが重要な時期になっていると思います。他県の多くの被災地では数年経っても孤独死が続いています。知事にはまず、「岡山県からは1人の孤独死も出さない！」という強いメッセージを県民に送っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、見守り・相談支援としての訪問活動も頑張っておられますが、他県の教訓からも被災者同士の交流の場が心のケアにとって非常に大切だとされています。借上型仮設住宅は倉敷市全域、総社市など広域にわたっており、個々の市町村任せでは被災者が気軽に集まって互いに相談ができるような場の設置はなかなか進まないのではないのでしょうか。県内に散らばってしまった被災者同士が交流できる場の設置に向けた県の取り組みについて保健福祉部長にお伺いします。

また、今後自宅の再建が難しい方々の災害公営住宅の整備が急がれます。倉敷市が行った住まいの再建に関するアンケート調査では「居住する場所を選ぶ上で重視すること」の1番は住み慣れた地区内、2番は店舗、病院が近いこと、3番は被災前のコミュニティの繋がりを挙げています。このアンケート調査結果を踏まえ、倉敷市が行う災害公営住宅整備にあたっては、失われたコミュニティを取り戻す視点をしっかり持って取り組んでいただきたいと思いますが、県の支援について土木部長のご所見を伺います。

知事

共産党の氏平議員の質問にお答えいたします。

被災者の心のケアについてのご質問であります。

県民へのメッセージについてであります。県では、これまで見守りや相談支援等を行う市町村を支援してきたところであり、今後は、現在取りまとめている仮設住宅にお住まいの方を対象とした健康調査の結果を踏まえ、より効果

的な支援活動を展開してまいりたいと存じます。

引き続き、孤独死の問題を含め、被災地の課題やニーズを踏まえながら、各種施策をスピード感を持って進め、被災者の皆様が一日も早く住み慣れた地域で、普段の生活を取り戻し、希望を持って安心して暮らせるよう全力で取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

保健副支部長

お答えいたします。

交流の場についてであります。仮設住宅に入居する被災者にとって、被災者同士が交流できる機会の提供は重要であり、現在も、市町村や社会福祉協議会などの関係団体が主体となって、様々な交流イベントやサロン活動などが、各地が展開されているところであります。

交流の場については、地域の実情を最も知る市町村が中心となって運営していくことが効果的であると考えており、県として設置することは考えておりませんが、交流の場などの情報が被災者に行き渡るよう、市町村間での共有を支援してまいりたいと存じます。

以上でございます。

土木部長

お答えいたします。

災害公営住宅についてであります。倉敷市において、住まいの再建に関するアンケート調査結果や、復興懇談会での意見などを考慮して、真備地区内で復興地域コミュニティ等に配慮した災害公営住宅を整備されると聞いており、今後、市から相談があれば、お話の視点に配慮した事例の情報提供や、技術支援等を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

氏平議員

ご答弁ありがとうございました。

この災害でですね、とりあえず皆さん避難所に入られたと。そして、仮設住宅、みなし仮設住宅をやりますよということで、本当に皆さん殺到した訳ですね。しかし、みなし住宅に入ると情報は途絶える。もちろん、炊き出しもない。支援物資も全くない。そういう中である方はお弁当を避難所にもらいに行ったら、管理者から「ドロボー！」と言われて、本当にいわれのない中傷を受けて、本当に辛くて、孤立して、気持ちが落ち込んでしまったという話も聞かせて頂

きました。

確かに色々な所で、NPO や地域の人達でサロンのようなことをされているところも、部分的にはあると思うのですけれども、すごく散らばっているわけですよ。このみなし仮設は。それをきちっと全体を把握できるのは、県だと思うのですよね。「市町村がされる」という風に言ってしまうと、やっぱり孤立化する人たちがたくさん増える。被災していない人たちの中にポンっと入っている訳ですから、これで孤独死がどこでも、熊本は 2 年前になりましたが、16 人孤独死が出ている。やっぱり、そういう当事者同士が分かち合えて、話ができる場というのが本当に、孤独死を生まないために重要な取り組みだと思うのですよね。だから市町村がやっていますからというのだけじゃなくって、やるのは社協さんだったり、地域のボランティアさんだったりすると思うのだけれど、このあたりにみなしの方々がたくさん住んでいるから、ここの空き店舗なり借家を使ってこういうのを作ったらどうですか、とか、もっとリーダーシップをとって、広域的だからこそもっと県が乗り込んで行って、そういう場づくりを率先していかなければいけないと、考えているのですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。部長どうでしょうか。

保健福祉部長

交流の場の提供づくりに、県が積極的に取り組むべきだというご質問であったかと思えます。

ご指摘のように、被災者の方が抱える問題を、被災者同士で話し合うというところは、支援者の方が突然行くよりも話しやすかったり、被災者の方が復興について考えていく上でも、重要な機会になるということは考えております。現在も、先ほど申し上げましたように、市町村や社協などが色々なイベントなどをやったりしているという所なので、見守りセンターなどの支援員がお宅を訪問する時にそういった情報をご提供させて頂いているところです。

また、様々な場所に借上げ住宅が散っているというご指摘もございました。ある市町村では、借り上げ型の方も、交流イベントに参加できるようなイベントを行って頂いているところもございますので、例えば 10 を超える市町に散らばっていますので、そうした市町の方を呼んで、そういうイベントをやって、借り上げ型の方も参加できるような配慮も横展開して頂けるような情報共有の場を県として設置をしてそうしたことを働きかけていきたいと考えております。以上でございます。

氏平議員

部長ありがとうございました。本当に広域的に散らばっているみなし仮設の

方こそが、孤立を深める。それも男性が7割くらい。独りの方が多いと今まででも言われておりますけれども、特に注意をしていただいて、声をかけるという取組みを進めて頂きたいと思います。

高齢化する中国残留邦人の支援策について

1945年の日本敗戦時、幼くして中国に取り残された日本人の残留孤児たちは、40歳、50歳を超えて、ようやく祖国日本に帰国できましたが、日本語も話せず、低賃金、過酷な労働を余儀なくされ、厳しい生活を強いられてきました。このような境遇は、国の満州移民政策、また国の引き上げ事業の放置と遅れという戦前、戦後の国策がもたらしたものであります。国は2008年になってやっと中国残留邦人に対する新しい支援策を講じることになり、老後生活の保障は前進しました。また2014年には改正支援法が施行され、「残留孤児」死亡後の配偶者に対し、配偶者支援金が支給され、一層生活の安定が図られました。しかし、今ここにきて、中国残留邦人の方々は80歳以上となり、医療や介護の問題に直面しています。実は、岡山市中区にある小規模多機能施設では登録者29人中8人の中国残留邦人の利用者を受け入れています。厚労省の援護局からも視察を受けており、日本でトップクラスの受入れ人数だと聞きました。これだけの受け入れが可能なのは、オーナーの努力で中国残留邦人の2世の介護福祉士さん（日本語も中国語も話せる）を採用し、訪問介護、通院支援、デイサービスでの通訳などができているからです。県内各地から利用受け入れの相談があるようですが、受入れ人数はもう限界だと言われています。

そこで以下4点質問します。

- ① 県内の中国残留邦人の実態と課題について、どのように把握されていますか。保健福祉部長にお尋ねします。
- ② また、県が取り組んでいる事業内容と、その予算措置はどうなっていますか。
- ③ 高齢化が進み、医療機関への受診や介護サービス利用のニーズが増えていますが、通訳不足で十分な医療や介護が受けられない現状があります。通訳不足は地域生活支援事業が市町村単位であることも一因と思われます。通訳不足解消に向け、県が県全体で通訳を確保し、必要な時にすみやかに通訳を派遣できるようにすべきと思いますが、併せて保健福祉部長にお尋ねします。
- ④ 県教委は人権教育のなかで中国残留孤児の問題を取り上げており、関係者からは他県に秀でて教育ができていると評価されていますが、今後、高齢化に伴う新たな問題なども加筆し、教材をさらに改良されてはどうか。教育長にお尋ねします。

保健福祉部長

お答えいたします。

中国残留邦人への支援についてのご質問であります。

まず、実態等についてであります。平成 29 年度に、県内で国の支援給付を受けている中国残留邦人帰国者とその家族は、45 人となっております。

国の調査では、日本語を不自由なく話せる人は、半数程度であり、平均年齢も 75 歳を超えていることから、高齢化による健康の悪化や、将来生活の世話をしてくれる人がいないことへの不安、介護施設等を利用する際の選択肢が少ないといった課題があると認識しております。

次に、取組等についてであります。県では、帰国者の自立意欲を高め、地域社会への定着促進を図るための自立促進研修や、日本語学習の支援などを実施しており、平成 31 年度当初予算案に約 370 万円を計上しております。

また、通訳の確保については、通訳の際、生活相談を受けることもあり、生活支援に関する各種サービスを提供する上で、住民に身近な市町村で対応することが望ましいと考えております。

県としては、通訳不足の状況を把握するとともに、市町村の意向も聞きながら、必要な助言に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

教育長

教材の改良についてであります。県教委では、第 3 次岡山県人権教育推進プランにおいて、日本に帰国した中国残留邦人とその家族を人権課題の 1 つに位置づけ、授業で活用する資料の作成や、市町村教委の担当者を対象にした当事者による講演会の開催などを行っております。

県教委が作成した教材は今でも活用できるものと考えておりますが、引き続き、お話の新たな課題も踏まえつつ、中国残留邦人についての理解を深める取組を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

氏平議員

ご答弁ありがとうございました。

実態について、そして課題について、お話を聞きました。

やはり、これから高齢化にともなう介護とか医療機関での受診など、とても不安だったり、問題も多いということだと思いのですね。私もこのサービス事業所の、二世の方に付いて、同行訪問させて頂きました。3 人午前中、通院。

病院に連れていかれました。二人置いておいて、とても専門的な話になりますので、その間に立って通訳をする。済んだらまた次の人。それからみんなそれぞれお連れになって。昼からは半身麻痺の人。途中で退院してしまった人の訪問に行かれました。この方は全く日本語が喋られないので、脳梗塞で半身麻痺なのだけれども、通じないし、テレビも日本語でしか映していないし、もう我慢できないということで、一か月リハビリをしないといけないのだけれども、結局中断をして、10日で医療機関から帰ってしまったという方を、訪問してお風呂に入れたり、援助されていたのですけれども、やはりそういう支援というのがないために中断したり、サービスが受けられないという実態はたくさんあるという風に私は思いました。

それで、通訳については岡山市は4人ほどもっておられるという風に言いますけれども、多分、全県的には小さな市町村はなかなかそういう確保もできないのではないかと思いますので、ある程度県がプールをして、要請を受けたら、派遣をする。それから入院先には派遣をする。入院先にそういう方に来てもらっておけば、随分違っと思ったのではないのかな、と思ったり。10日間で退院しなくてもね。このへん、もうちょっと県が通訳さんをプールして派遣をするという考え方が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

保健福祉部長

お答えします。

通訳の派遣に関して、県が県内全体の把握をした上で、そうした調整をされてはどうかというご質問であったかと思えます。

現在、県内には私どもが市町村から報告を受けて確認したところによると、8名の帰国者の方の支援にあたる通訳の方がいらっしゃるという事でございます。ただ、まずはそうした市町村の活動状況などの実態を把握する必要があるのですが、例えば、そうした市町村で確保されている通訳の方を活動状況など踏まえて、もし空きがあれば、その市町村ではない所から派遣を調整するようなことですか、そういったことの、ここにこういった方がいますよという情報提供ですか、県から市町村にそういったことの助言ができるかどうか、検討したいと考えております。以上でございます。

氏平議員

ご答弁ありがとうございました。

全県で8人いらっしゃるということで、その8人の方を県がある程度上手にコーディネートして、必要な所に派遣するというような仕組みができたかと思えますので、よろしく願います。

公立夜間中学の設置について

夜間中学の設置について、私は 2017 年の 11 月議会でも取り上げました。この時、教育長は「ニーズ調査も行った。23 件の相談があったが、確実なニーズは 5 件である。夜間中学設置も視野にいれるが、まずは多様なニーズに応じた学び直しの場を作っていくことが最優先ではないか」とのご答弁でした。そしてこの度の 2019 年度予算案では初めて、公民館等を活用した夜間学び直し推進事業（モデル事業）584 万円が県教委から要求されていますが、この事業の具体的な内容についてまず、教育長にお尋ねします。

次に、県教委も自主夜間中学の取り組みについて把握されていると思いますが、先般自主夜間中学に伺ったところ、80 名近い生徒さんが集まっているそうです。その日は 3 つの部屋で授業を行っていました。ボランティアも 80 名近く登録され、まさにマンツーマンで多様な授業が行われていました。代表の方の話では、今は月 2 回ですが、毎日来たいと言う希望者も十数人おられるそうです。県の把握では、この自主夜間中学は 2018 年 3 月現在で 13 名となっていますが、この 1 年間で 6 倍に増えています。この現状についてどう評価されていますか。教育長にお尋ねします。

この 2 年間の自主夜間中学の実践は、まさにニーズは多くあることを証明したのではないのでしょうか。期は熟しており、まずは夜間中学校を作ることではないのでしょうか。自主夜間中学もまずは作ることで、多様なニーズを汲み上げてきました。高齢者の方、不登校だった方、外国人など様々ですが、みんな生き生きと主体的に学んでおられます。県としてはどのような条件を整えば、公立夜間中学の設置に踏みだされるのでしょうか。教育長にお尋ねします。

教育長

まず、公民館等を活用した夜間学び直し推進事業についてであります。3 市町村に委託し、地域の実情に応じて、高齢者や不登校の方、外国人など、義務教育段階の学び直し等の希望がある方に対し、公民館等を利用し、学習支援を行うとともに、県生涯学習センターにおいても、同様の取組を行うことを考えております。

また、この事業の参加者に対して、希望する学習内容や頻度等についてのニーズ調査も行うこととしております。

次に、自主夜間中学についてであります。お話の自主夜間中学は、月 2 回実施され、多くの参加者がニーズや興味関心に応じて、義務教育段階の国語や

算数などの学習を行っており、地域住民等が支援しております。

開設以降、参加者が増えている状況もあり、生涯学習の一つの機会として機能を果たしていると考えております。

次に、設置条件についてであります。自分の学びたい教科を学ぶ生涯学習の場ではなく、週5日通学し、義務教育段階の全教科の授業を受ける公立夜間中学について、どの程度のニーズがあるのか、来年度予定している調査で把握した上で、これまで設置されている夜間中学校は全て市町村立であることも踏まえ、市町村教委も参加する調査研究委員会において、設置の必要性について研究してまいりたいと存じます。

以上でございます。

氏平議員

ご答弁ありがとうございました。

自主夜間中学のニーズが非常に高まって、80人近い方が集まっているという事についてはご認識されておられますし、文科省も各県に1校は作って欲しいという強い要請も受けているという風に聞いておりますし、そして私が言いたいのはこの自主夜間中学も最初1人か2人。だから作る、作ったから今80人來られているのですよ。作らなければ、全然何もなかったということなので、まず作る、という事は大事なのではないかと、というのが言いたいのと、あとまあ(3)に係りますけれども、じゃあどのくらいのどういうニーズが、まあ毎日5日という風に言われましたけれども、その辺の判断は非常に難しいと思うのですよね。毎日来た人が20人揃ったらできますとかね、そういう事でもないかと思うのですよ。作ることによってどんどん増えていく、だからどの時点で決断されるのかという点では、ちょっと曖昧かなという風に思うのですけれども、しかも岡山県は未就学、2010年の国勢調査で義務教育未就学者が1500人余り。それから、形式的卒業生、卒業したけれども不登校の方がたくさんいらっしゃる。それから外国人も入管法の関係で岡山県にもどんどん入っている。そういう底辺のニーズは今いっぱいあると思うのですよね。だから、どんとやりますってことを打ち立てることによって、色々な人が集まってくるのがこの自主夜間中学の実践の教訓だと思うのですけれども、そのあたり、もうちょっと、とりあえずニーズ調査をもう一回されてみたのだけれども、もうちょっと積極的な思いはないのでしょうか。

教育長

再質問にお答えします。

まず、もう少し積極的にというお訊ねでございますけれども、どういうニーズがあるのか。先ほども申し上げましたけれども、まずは国語が学びたい、あるいは算数が学びたい、そういうニーズであるのか。あるいは、いわゆる 9 教科を勉強する中学校全体の勉強をやりたいのかという所によって、対応が変わってくるのではないかなと考えております。

今、現在、先ほど夜間中学に通われる方、詳細にこれはまた、調査の中でそのように通われている方についても確認をしようと思っておりますけれども、まずは学び直しの場が欲しいと言われる方が多いというのは、これは間違いないと思っておりますので、県の事業と致しまして、先ほどの答弁のようなことをまず始めて行こうかということ、まず予算要求させて頂いているところでございますけれども、その中で、来られている方も含めてですね、31 年度再度ニーズ調査を行いまして、その中でどういう状況であるのかという事について、先ほどの対応を考えていきたい。その際は、現在全国で 31 夜間中学ございますけれども、先ほど申しましたように、市立、あるいは区立の学校でございます。地元の学校がという事でございますので、本県におきましても、市町村教委と一緒に調査研究委員会を作っておりますので、どこにその希望者がいるのかということもですね、全体で何人であるからこうであると、という全体の話ではなく、通えないケースもありますので、市町村教委と一緒に研究して参りたいという風に考えております。以上でございます。

氏平議員

ご答弁ありがとうございました。

これから設置しようとしているものを見ますと、県と市が合同で作っていきこうというような県も出てきておられるようで、今全国 31 市の中で県立の中学はないんですね。ただ、去年から法改正で、県立でもきちっと国からの支援ができるようになっておりますから、県立でもいいのですけれど、県と市が一緒になって作ろうという動きも出てきているようですので、そういう形でもぜひ皆さん方と色々協議をしていただいて、今、自主夜間中学のニーズもしっかりとらえて頂いて。私は多様な学びの場があっていいと思うのですよ。公立の中学校ができたならば全部やめますということじゃなくて、色々な学びの場や、その人に応じた色々な学びの場があった方がいいと思うのですけれども、やっぱり公立の夜間中学が、どんと真ん中に、きちんとうったてを立てて、必要な方にきちっと学んでもらう。それでその周りに、自主夜間中学があったり、色々な学びの場がフォローしていくっていう、そういう形がいいのではないかなと私は思っているのですけれども、そういう意味で、県と市と一緒にやってやるというようなことも、視野に入れていらっしゃるでしょうか。

教育長

再質問にお答えいたします。

県と市が一緒になってという事も考えられるのではないかとのお訊ねだと思いますけれども、現在この調査研究委員会につきましては、県と市教委、代表でございますけれども、数市の方で参加してもらって、調査研究をしております。いずれにしましても、こういったニーズがあるのかというのが基本にあると思いますので、まだ具体的にどういう形でということまでは、話は進んでおりませんが、今後引き続き、各市の教育委員会と特にニーズのあるところの市の教育委員会と一緒にですね、どういう形がいいのかという事も協議して参りたいという風に考えております。以上でございます。

子どもの貧困対策について

格差と貧困が益々ひどくなる中で、DV、児童虐待、家庭の貧困が進んでいます。一刻も早く子ども達を救わなければなりません。県では昨年度、子どもの生活実態調査を実施されました。そして、岡山県子どもの未来応援ネットワーク会議ではこの調査結果から見える主な傾向を分析され、県は子どもの貧困対策を政策化し、2019年度の予算要求に反映させています。

そこでお尋ねします。

まず、子どもの未来応援ネットワークによる連携ケア事業です。市町村が、就学前の早い段階で、支援が必要な子どもを早期に発見し、支援につなげていこうとするものです。具体的な取り組みにあたっては、1歳半、3歳児健診など、行政が関われる機会に生活相談窓口を設けて相談に乗る、また健診未受診の家庭は必ず訪問するなど、貧困という切り口でのアウトリーチの工夫が必要ではないかと思いますが、支援が必要な子どもの具体的な発見方法や支援方法について、保健福祉部長のお考えをお聞かせください。

次に子どもの居場所づくり支援事業に622万円の予算要求がされています。いわゆる子ども食堂などへの支援策ですが、子ども食堂の役割は、食事の提供、学習支援、大人との関わり、異年齢の子ども同士の交流、地域の行事への参加など多彩です。子どもの居場所を各小学校区に1つの設置を目指すという目標は素晴らしいと思いますが、この事業は現在取り組んでいる子ども食堂への支援も行われるのでしょうか。特に常設して頑張っている子ども食堂への支援はぜひ実施していただきたいと思いますがいかがでしょうか。保健福祉部長にお尋ねします。

保健福祉部長

お答えいたします。

子どもの貧困対策についてのご質問であります。

まず、支援が必要な子どもの発見方法等についてであります。これまでも健診の機会などを捉えて気になる子どもや家庭を把握しておりますが、連携ケア事業では、モデル市町村において、保健師等の専門職員が保育所や学校等を巡回し、送迎の機会を利用した保護者面談や、必要に応じ戸別訪問を行い、子どもの生活状況等を確認することとしております。

巡回や戸別訪問にあたっては、県の専門職員によるサポートチームも同行し、ニーズを的確に把握するとともに、関係機関による連携ケア会議において支援計画を作成し、適切な支援につなげてまいりたいと存じます。

次に、子ども食堂への支援についてであります。子どもの居場所作り支援事業は住民主体の居場所作りを地域に広げていくことを目的として、子ども食堂などの居場所を新たに立ち上げようとする方に、その経費を補助するものであり、既に居場所を実践している方には、アドバイザーとして県と連携し、相談・見学会等を開催して、居場所づくりに関心のある方へ運営ノウハウ等を助言していただくこととしております。

県としては、まずは住民主体による自由で柔軟な取組を広げることが重要と考えており、既存の居場所への直接的な支援までは考えておりませんが、この事業を通じ、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを進めてまいりたいと存じます。

太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（仮称）案について

次に、太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（仮称）案について伺います。

条例案は、提案説明で知事が述べられましたように、県民の安全・安心な生活に配慮した発電施設の導入を進める必要があることから、土砂災害のおそれの高い地域への設置規制等を盛り込むというものです。

1月24日に発表された「概要」では、県と設置者の責務を定め、太陽光発電施設の設置禁止区域および設置に適さない区域等を定めることとされておりますが、まだ不十分だと思います。

たとえば、ため池に設置する太陽光発電施設の場合、水利権者だけの承諾で設置され、施設近隣の住民が迷惑を被っている事例があります。条例案で設置者に求める「地域住民との適切なコミュニケーション」を図るためには、「住民

合意」が前提になると思いますし、生活保全、景観保全等についても、事業者がどのような対策に取り組むのか、「近隣住民の合意」が当然必要だと思います。

そこで、本条例で「県が定める事項」に「近隣住民の合意」を加えることが必要だと思いますがいかがでしょうか。

また、土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域（いわゆるレッドゾーン）は「設置禁止区域」にしようということで、これは当然だと思います。一方、土砂災害警戒区域（いわゆるイエローゾーン）については、「設置に適さない区域」とされています。イエローゾーンも、住民への周知や警戒避難体制の整備が必要な区域であり、そこに太陽光発電施設を設置することは、さらに災害リスクを高めることとなります。イエローゾーンについても、設置禁止区域にするべきではないでしょうか。併せて、環境文化部長に伺います。

この項最後に、再生可能エネルギーを地域に利益が還元される仕組みにすることについて伺います。太陽光も、小水力も、バイオマスも、本来地域固有の財産です。本条例において、地域住民が主体となり、売電収入が地域に還元され、雇用や地元業者の仕事にもつながる事業を、地域の金融企業とも連携して支援する取組について言及すること、また、県外の事業者に対しても、地域に利益の一部が還元されるよう努めることを明記することが必要ではないでしょうか。知事に伺います。

知事

お答えいたします。

太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（仮称）案についてのご質問であります。

地域への利益還元についてであります。本条例は、太陽光発電施設の導入に辺り、安全性確保や環境保全などについて、県民から不安の声が出ているケースもあることから、こうした県民の不安を解消し、安全・安心に配慮した発電施設の導入を促すことを目的として、制定したいと考えており、お話を売電収入の地域への還元を条例に盛り込むことまでは考えておりません。

本条例は、全国都道府県では初めて設置禁止区域を設定することなどにより、発電施設の安全な導入を図ろうとするものであり、引き続き、県議会をはじめ、県民のご意見をお聞きしながら、早期の制定を目指してまいりたいと存じます。

以上でございます。

環境文化部長

お答えいたします。

近隣住民の合意等についてであります。国の見解に基づき、開発に係る法令においても、周辺住民の同意まで求めていないことから、「近隣住民の合意」を規定することは難しいと考えておりますが、発電施設の設置にあたっては、住民の十分な理解を得ることが重要であることから、「地域住民との適切なコミュニケーション」を盛り込むこととしております。

また、土砂災害警戒区域は、特別警戒区域とは異なり、建築物の構造規制もなく、開発行為の許可も不要な区域であることから、「設置禁止区域」とすることまでは考えておりませんが、「設置に適さない区域」と定めて、規模に応じ事前の届出を義務づけることにより、安全な整備を促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

氏平議員

ご答弁ありがとうございました。

合意というのが、国の基準ではそこまで厳格なことではないという事なのですけれども、ほぼ近隣の合意が取れているような状態のコミュニケーションとか説明とか、その辺の努力っていうのはやはりしっかりとやって頂くというところは、ちょっと確認をさせて頂きたい。合意という文章は、条例の中になかなか組み込めないにしても、やはり何回もやりとりをして、近隣の住民の方たちが納得をして、ここはやってもいいですよみたいな形でしっかりとコミュニケーションをとる。コミュニケーションを図るということは書かれる。この中身ですよ。どこまでコミュニケーションをとるかということに係って来ると思いますので、そこはしっかりと合意が得られるようなコミュニケーションをとって頂くように努力して頂くという事をお願いしたいのですが、どうでしょうかということと、確かにイエローゾーンについては禁止するというのは難しいというお話でしたけれども、実は今年の7月の豪雨災害でですね、未曾有の豪雨災害でイエローでもレッドでもない地域でかなり土砂災害が起きているのですよね。指定区域では全くないところが。

ちょっと私が聞いているところも、そういう土砂災害が大変になっているのだけれども、そこに今度メガソーラーができそうだということなので、例えば指定されていない所でも何回かそういう土砂災害が起きて困っているという場所についても、事前にきちっと何らかの規制なり県への届け出だとか、もうちょっと細かくやって頂かないと、「そこは何も指定区域ではないので、ただこの前の豪雨災害激しかったから土砂災害起きたところなんです」みたいなことでは、住民は今納得ができないという状況の地域があるわけですから、この直近の災害で土砂崩れが起きた所については、どういう風に今後対応されていこうとし

ているのか。この2点についてお訊ねします。

環境文化部長

お答え致します。

まず、地域住民との関係ですけれども、お話のとおり、地域住民の十分理解を得て、進めていくということ大変重要と考えております。そうしたことから、地域住民との適切なコミュニケーションを設置者の責務として守るよう、努めるよう規定しようとするものであります。この規定に基づきまして、具体的な内容については検討しているところでありますけれども、しっかりと県民の安全・安心に配慮した整備が進むように、努めて参りたいと考えております。

また、土砂災害特別警戒区域だけではなく警戒区域も禁止にという事でございますけれども、今回の条例の概要案の中では、土砂災害特別警戒区域を加えまして、土砂関係の他の法令、例えば、具体的には、砂防法、地滑り防止区域など土砂関係の関係法令で危険度が高いとされている区域をあわせて禁止区域としているところでございます。既存のそうした法令・知見に基づいて危険度の高い所を禁止とすることで、安全な導入が図られるよう、しっかりと取り組んで参りたいと思います。以上でございます。

氏平議員

ご答弁ありがとうございました。

それでですね、この7月の災害で、直近の災害で何も指定区域でなかったところが何力所かあるんですよね。これについてはどういう風に判断されているのですか。もう一回きちっと調べて指定をするとか、今後どういうふうに取り組まれるのでしょうか。これはちょっと部局が、土木部長なのかもわかりませんけれども。

環境文化部長

お答え致します。

直近の災害で、そうした区域でない所の被害があったというお話でございます。先ほど申しましたように、今回の条例のなかでは、禁止区域という打ち出しをしております。その中で、土砂関係の具体的には4つの法律、砂防法、地滑り等防止法、急傾斜地崩壊防止法、土砂災害防止法、これらの4つのそれぞれの法律の目的・知見に基づいて危険と判断されている区域です。そうしたところを指定されている区域を設置禁止区域としているということでございます。そうしたいわゆる土砂関連で知見に基づいて危険とされている区域があればですね、まずはそうした区域の指定が必要かと考えておりますけれども、私ども

今回の禁止区域の設定に関しましては、そうした専門的な知見の中で危険度が高いとされているものを禁止と設定したいと考えております。以上でございます。